

① もえるごみ

生ごみ・資源にならない紙やプラスチック・紙おむつ(汚物を除く)
 落ち葉・衣類など資源ごみ以外の可燃ごみ



指定袋へ
5kg以内



- 生ごみは十分に水切りをお願いします。
- 指定袋に入れ(5kg以内)、氏名を記入してください。
- 指定袋に入らないものは、直接峡南衛生組合へ持ち込んでください。
- 資源ごみや不燃ごみが入っていないかよく確認してください。
- ライターは完全にガスを抜いてください。

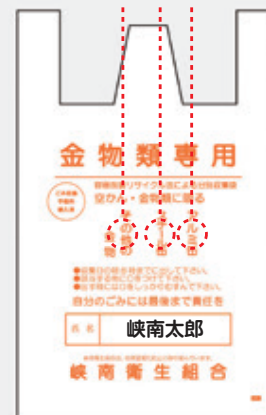
② 金物類



品目ごとに
指定袋へ

5kg以内

“該当に○”



- 缶の中に、中身や異物が混入していないよう、必ず中を水洗いしてください。
- 「アルミ」・「スチール」・「その他」に分けて指定袋に入れ(5kg以内)、品目に○を付け、氏名を記入してください。
- 汚れのひどい缶(錆び・焦げ)は、「その他の金物」として出してください。
- ガス入りの缶は穴を開けてから出してください。
- 先端のとがった物などは紙などに包み品目明記。

ごみの分類

① もえるごみ

② 金物類